

有田市地域公共交通総合連携計画

平成 20 年 3 月

有田市地域公共交通会議

目 次

1. 有田市地域公共交通総合連携計画に関する基本方針	1
2. 有田市地域公共交通総合連携計画の区域	2
3. 有田市地域公共交通総合連携計画の目標	3
4. 事業の概要及び事業の実施主体	4
5. 計画期間	6
6. その他（交通会議開催等の経過）	7
資 料	
7. 有田市地域公共交通会議要綱	8
8. 有田市地域公共交通会議委員名簿	11
9. 第1回有田市地域公共交通会議議事録	12
10. 第2回有田市地域公共交通会議議事録	17
11. アンケート調査の結果	24

1. 有田市地域公共交通総合連携計画に関する基本方針

有田市は、東西約 10km、南北約 5km、総面積 36.92 k m²で中央部を流れる有田川が市を南北に二分している。

市内の公共交通機関として、JR が 3 駅あり、そのうち特急列車が停車するのは箕島駅のみである。

全国的な少子高齢化と同様、当市においても交通弱者といわれる高齢者数が増加傾向にあり、今後も、高齢者のみの世帯や一人暮らしの世帯が増えてくるものと思われる。

こうした現状をふまえ、市民生活の中で買い物や通院などの交通手段として、利便性に富み、かつ低運賃で乗車できるバスの運行が、必要不可欠なものになっている。

この地域公共交通総合連携計画は、安全で安心して利用できる公共交通機関の存続と、そのことにより、市の活性化を図っていくための計画とし、本市における交通施策を行政のみでなく、地域住民及び公共交通事業者等が一体となって総合的に推進していくものである。

2. 有田市地域公共交通総合連携計画の区域

有田市全域を対象地域とし、市内住民の通勤、通学、買い物、通院といった、日常生活に関して形成される交通圏を基本とする。



3. 有田市地域公共交通総合連携計画の目標

本市においては、従前より交通事業者により不採算バス路線を維持運営してきたが、利用客数の著しい減少により、撤退を余儀なくされていた。

そこで、地域住民の存続を望む声を受け、平成 19 年 9 月 10 日から平成 20 年 3 月 14 日までの約半年間、交通空白地帯を出来るだけ無くすため、デマンドバス運行社会実験を実施し、高齢者、障害者、学生などの交通弱者に対して、ニーズの把握を行った。

結果、通勤、通学、買い物、通院など、利用客が目覚ましく増加し、潜在的公共交通利用待望者の多さを改めて認識した。

しかし、一方では、低料金に加え、交通空白地帯の解消のため、走行距離の大幅な増加による経費の増加や、障害者、学生などの減額措置により、依然として、不採算路線を余儀なくされているのが現状である。

そこで、本計画を作成するにあたっての目標は、半年間の社会実験を踏まえて、住民、来訪者等からの意見や、バス運行の利用実績等を基にして、出来るだけ交通空白地帯の解消が図れるような、交通システムを再構築する。

また、今後、交通事業者が自立した運営、運行を行えるよう、3年間の事業期間中に、企業や個人の協賛を募るなどの企画提案を行っていききたい。

最終目標として、高齢者による交通事故をなくすため、マイカーなしでも、快適に暮らせる地域づくりを目指す。

4. 事業の概要及び事業の実施主体

① 事業名：有田市デマンドバス運行事業

項目		デマンドバス運行事業
利用者のニーズ (現状と課題)		<p>平成 19 年 9 月から翌 20 年 3 月まで実施した社会実験において、交通弱者による利用者が、月平均 3 千人以上あり、公共交通の必要性を改めて認識した。</p> <p>そこで、今後は、JR との連携や、児童・生徒などの登下校に配慮した、新たな運行形態を構築し、定額運賃の見直しなども行い、不採算路線解消に努めなければならない。</p>
事業 計 画	事業概要	<p>バス交通の空白地域を解消するため、デマンド型バス運行とし、交通弱者に対する公共交通システムを構築するものである。</p> <p>糸我、宮原、箕島、港、初島を運行する路線は、13 名の定員車両を使用し、主に宮崎、保田方面を運行する路線は、立席も含めて 29 名の定員車両を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運行事業者：中紀バス株式会社 ・ 運行形態：道路運送法第 4 条（一般旅客自動車運送業） ・ 実施地域：有田市全域 ・ 乗車料金：ひとり 1 乗車 200 円（中学生以上） 小学生・障害者 100 円 乳幼児：無料 回数券・11 枚綴りを 10 枚料金で発行
	実施時期	平成 20 年度～平成 22 年度の 3 年間
	実施主体	有田市・中紀バス株式会社・有田市地域公共交通会議
備考		有田市デマンドバス運行事業は、平成 20 年 3 月 21 日付けで、有田市地域公共交通会議で承認をされた事業計画である。

(デマンドバス運行路線図)



② 公共交通の利用促進活動

(事業概要)

- ・時刻表、ポスター等作成・配付、市広報情報掲載
- ・アンケート調査等による情報収集調査と分析
- ・低廉なバス運賃、割引回数券の発売等

(実施時期)

事業実施後随時

(実施主体)

有田市・中紀バス株式会社・有田市地域公共交通会議

③ 車両関連施設整備等

(事業概要)

- ・バス車両購入
- ・バス停等待合い環境整備

(実施時期)

平成 22 年度

(実施主体)

有田市・中紀バス株式会社・有田市地域公共交通会議

5. 計画期間

平成 20 年度～平成 22 年度の 3 年間

6. その他

(交通会議開催等の経過)

平成 19 年 4 月 1 日	有田市地域公共交通会議 設置
平成 19 年 7 月 24 日	第 1 回有田市地域公共交通会議 ・有田市における公共交通及びバス運行事業の概況説明 ・有田市デマンドバス運行社会実験に係る運行計画案を協議
平成 19 年 9 月 10 日	有田市デマンドバス運行開始 (実証運行)
平成 19 年 12 月 19 日	第 2 回有田市地域公共交通会議 有田市デマンドバス運行社会実験に係る中間報告
平成 20 年 3 月 14 日	有田市地域公共交通会議 (地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会) 設置。設置要綱、財務規定、事務局規定及び法定計画 (案) を示し、有田市 HP で法定計画 (案) の公開、意見募集することにつき承認を得る。
平成 20 年 3 月 14 日 ～ 平成 20 年 3 月 20 日	} 法定計画(案)を市 HP で公開、意見募集
平成 20 年 3 月 21 日	
	有田市地域公共交通会議 (法定協議会) ・有田市デマンドバス運行社会実験の検証報告 ・法定計画 (案) の承認

※法定協議会名簿、要綱を添付